

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.5.15 第 189 回国会第 14 号

5 月 15 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・ 上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 盛山正仁君外 3 名（自民、民主、維新、公明）提出の修正案について、提出者山尾志桜里君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 清水忠史君（共産）提出の修正案について、提出者清水忠史君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 清水忠史君（共産）提出の修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、上川法務大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
- ・ 原案及び両修正案に対し、畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
- ・ 清水忠史君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産 反対－自民、民主、維新、公明、上西小百合君（無））
- ・ 盛山正仁君外 3 名（自民、民主、維新、公明）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、共産、上西小百合君（無））
- ・ 修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、上西小百合君（無） 反対－共産）
- ・ 盛山正仁君外 4 名（自民、民主、維新、公明、共産）から提出された附帯決議案について、井出庸生君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、共産、上西小百合君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

山 尾 志桜里君（民主）

- ・ 自民、民主、維新、公明共同提出の修正案の附則に基づく 3 年経過後の検討に当たっては、委員会での審査の過程で明らかになった様々な課題も含めることが必要と考えており、さらに、裁判員経験者、犯罪被害者等に検討の当事者として参加してもらう必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 遺体写真等の刺激の強い証拠について、裁判員の精神的負担軽減を図る観点から、その写真を証拠として請求しなかったり、加工・イラスト化したりする手法で対応することがある。しかし、裁判員等は、犯行の凄惨さ、惨さ等を直視した上で適正な判断をすべきであり、裁判員の精神的負担軽減は他の方法で図ることとし、検察官は、その写真を証拠として請求することを過度にためらうべきではないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 法廷内への被害者の遺影の持込みについて、被害者遺族や国民の感覚を踏まえた運用がなされるべきと考えるが、最高裁判所当局の考えを伺いたい。
- ・ 被害者参加制度について、検察官は、被告人への質問内

容や上級審における対応も含め被害者参加人としてできることを、被害者等に丁寧に説明していく運用をする必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・ 虐待等被害を受けた児童から検察官が複数機関を代表して事情聴取した調書を検察官面前調書（証拠）として使用することに法的問題点があるか、伺いたい。
- ・ 「子どもの権利擁護センター（CAC）かながわ」でモデルケースとして司法面接が試行されており、神奈川の検察官にも協力してほしいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 裁判員裁判制度の実施と殺人罪等の起訴率の推移の関係についての要因分析を犯罪白書等に記述すべきだと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（維新）

- ・ 上級審においては、判例等を踏まえた公平性も大事であ

る一方、被害者遺族等が被害者の人生等について訴えたいと思うのは当然であり、審判においては、被害者の人生等も踏まえて裁判官が判決を出すべきと思うが、最高裁判所当局の所見を伺いたい。

- ・上級審の審理が裁判員裁判の判決や審理内容を尊重していることを理解してもらうためには、その審理制度や状況について説明する必要があるが、裁判員制度開始後の裁判関係者への説明の変化や取組の有無について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・裁判員裁判において死刑判決を受けた死刑確定者について、刑執行時の当該事件の裁判員に対する配慮を検討してもらいたいと思うが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・子供を持つ裁判員や仕事のある裁判員等に配慮するための裁判所近隣の保育所の利用や土日の開廷の検討について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・自民、民主、維新、公明共同提出の修正案では、附則において見直し規定を盛り込んでおり、この検討の段階で、積み残した宿題や新たな課題について十分に検討してほしいと思うが、法務大臣の所見を伺いたい。

安藤 裕君（自民）

- ・裁判員裁判において、審理のスケジュールを優先するあまり、審理がおろそかになっているとの意見もあるが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・裁判員裁判には法律知識の少ない一般国民が参加することから誤りもあり得るため、控訴審が従来よりも重要であると考えますが、裁判員制度開始後の控訴審による一審の破棄率の変化について、最高裁判所当局に確認したい。
- ・裁判員裁判の対象事件には殺人等の重大事件が含まれているが、このような事件についてはマスコミが様々な報道を行うため、その報道が裁判員の判断に影響を与えることもあると考えますが、報道の在り方について、最高裁判所当局の見解を伺いたい。

清水 忠史君（共産）

- ・長期間の審判を要する事件等を対象事件から除外する規定には立法事実がなく、否認事件についてこの除外決定がされた場合、無罪を主張する被告人が、市民感覚を生かした裁判員裁判を受ける権利を奪われることとなると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・死刑、無期懲役等の法定刑のある事件が、重大で国民の関心が高い事件であることは認めるが、一方、被害者にとっては、こうした事件でなくても重大な事件であるから、痴漢、窃盗、行政事件、労働事件等にも対象事件の範囲を拡大すべきとの意見があるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案の基となった「裁判員制度に関する検討会」にお

ける議論の内容や、本委員会における質疑の内容に鑑みれば、裁判員制度については、今後、法改正又は運用改善を行うべき事項があると考えているが、法務大臣の認識を伺いたい。